

広陵町子育て短期支援事業のご案内

保護者の疾病などの理由により家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合や、保護者が仕事で不在となる場合等、お子さんを保護することが必要な場合に、児童養護施設等でお子さんを一定期間養護・保護する制度です。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

▶こんなとき...

- ・保護者が疾病の場合
- ・育児疲れなど、身体上又は精神上的の理由がある場合
- ・出産、看護、事故、災害など、家庭養育上の理由がある場合
- ・冠婚葬祭など、社会的な理由がある場合
- ・経済的問題などにより、緊急一時的にお子さんの保護を必要とする場合



▶利用期間

- ・原則、1回につき7日以内



夜間擁護等（トワイライトステイ）事業

▶こんなとき...

- ・保護者の仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となる場合

▶利用期間

- ・平日の夜間又は休日

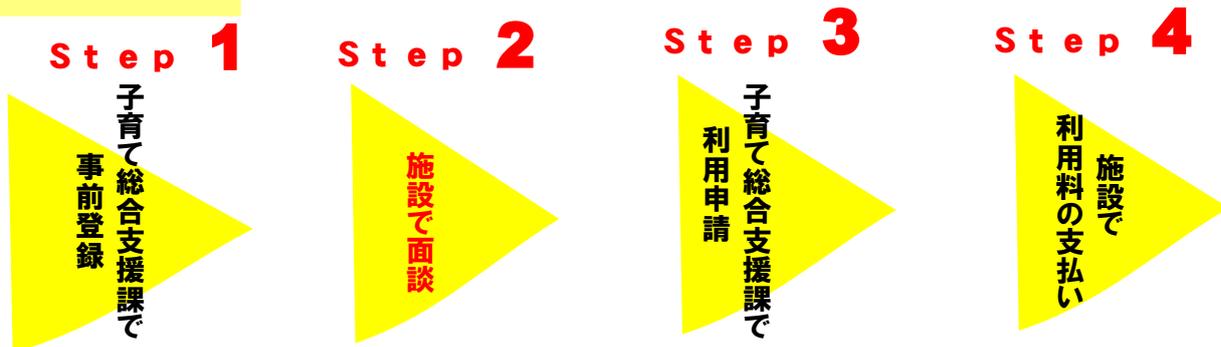


実施施設等

施設名	住所	電話番号
いこま乳児院	生駒市元町2丁目14-8	0743-74-1173
愛染寮	生駒市元町2丁目14-8	0743-74-1172
いかるが乳児院	斑鳩町法隆寺2-12-8	0745-74-2153
いかるが園	斑鳩町法隆寺2-12-8	0745-74-2152
天理養徳院	天理市別所町715番地3	0743-62-0371
飛鳥学院	桜井市谷480番地	0744-42-2831
嚶鳴学院	五條市島野町745番地	0747-22-7115



利用の流れ



※施設の入所状況等により、利用できない場合があります。

※医療機関に入院して医療を受ける必要があるときは、当該事業を利用することができません。

※施設等へのお子さんの送迎は、保護者が行ってください。

利用料

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

（単位：1人当たり日額）

世帯区分	年齢区分	利用者負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭のうち市町村民税が非課税の世帯	2歳未満の児童	0円
	2歳以上の児童	0円
市町村民税が非課税の世帯並びに母子家庭・父子家庭及び養育者家庭のうち市町村民税の課税がある世帯	2歳未満の児童	1,100円
	2歳以上の児童	1,000円
その他の世帯	2歳未満の児童	5,350円
	2歳以上の児童	2,750円



夜間養護等（トワイライトステイ）事業

（単位：1人当たり）

世帯区分	区分		利用者負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭のうち市町村民税が非課税の世帯	夜間養護事業	基本分	0円
		宿泊分	0円
市町村民税が非課税の世帯並びに母子家庭・父子家庭及び養育者家庭のうち市町村民税の課税がある世帯	夜間養護事業	基本分	300円
		宿泊分	300円
その他の世帯	夜間養護事業	基本分	750円
		宿泊分	750円
	休日預かり事業		1,350円

- 1 世帯区分については、4月から6月までの期間に利用する場合は、前年度の課税状況により認定し、7月から3月までの期間に利用する場合は、当該年度の課税状況により認定するものとする。
- 2 生活保護世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯をいう。
- 3 母子家庭・父子家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が現に児童を扶養している家庭をいう。
- 4 宿泊分は、基本分に加算して算定するものとする。

★お問い合わせ先★広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」内

子育て総合支援課

☎ 0745-55-6119